

群馬県子ども・若者総合相談センター愛称募集要項

令和8年7月10日 制定

1. 趣旨

群馬県では、困難な状況にある子ども・若者が安心して相談でき、適切な支援に繋がるよう、「群馬県子ども・若者総合相談センター」（以下「センター」という。）を設置予定です。

今般、センターが多くの子ども・若者やその保護者等に身近な相談窓口として広く認知され、相談先として活用されるよう、親しみやすい愛称案を募集します。

2. 募集内容・基準

(1) 募集内容

センターの愛称（”群馬県子ども・若者総合相談センター「〇〇」”の〇〇に入るもの）

(2) 募集基準

- ① 群馬県の相談機関としてふさわしいものであること
- ② 子ども・若者の相談窓口としての特徴がイメージできるものであること
- ③ 親しみやすく覚えやすいものであること
- ④ 他の名称や商標などに類似していないものであること
- ⑤ 応募者自身が創作した未発表のものであること

3. 募集期間

令和8年7月13日（月）～令和8年8月7日（金）

4. 応募資格

年齢、居住地を問わずどなたでも応募できます。

5. 応募方法

LoGo フォームによるオンラインでの応募又は郵送により受け付けます。

入力フォームリンク先：<https://logoform.jp/form/9cfD/1669613>

- ①住所 ②氏名 ③年齢 ④連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- ⑤愛称案 ⑥その愛称にした理由又は説明を記載してください。
- ①～⑥全ての記載が無いものは、無効となります。

なお、応募数は一人につき何点でも可能です。

郵送の場合は、ハガキ等（様式不問）に必要な事項を記入の上、下記まで送付してください（締切当日消印有効）。

〒371-8570

群馬県前橋市大手町 1-1-1

群馬県生活子ども部私学・青少年課 青少年育成係

※「群馬県子ども・若者総合相談センター愛称」と朱書きしてください

6. 選考及び結果発表について

- (1) 応募締め切り後、別途設置する選考委員会により愛称を選考し、県が愛称を決定します。
- (2) 選考結果は、別途群馬県のホームページで発表します。

7. 記念品の贈呈について

センターの愛称として決定された愛称案の応募者には、記念品（クオカード、10,000 円分）を贈呈します。

8. その他

- (1) 採用された愛称の使用その他一切に係る権利は、群馬県に帰属します。
- (2) 愛称案は、第三者の一切の権利を侵害しないものとし、違反があった場合には、その一切の責任を応募者が負うこととします。
- (3) 愛称案は、自作未発表のものに限らせていただきます。自作でない又は未発表でないと認められた場合は、応募を無効又は採用を取り消す場合があります。
- (4) 応募数の多い愛称を必ずしも採択するものではありません。また、適切な愛称がないと県が判断した場合は、該当なしとする場合があります。
- (5) 愛称の使用にあたっては、原案を尊重しながら、必要に応じて、補正・修正して使用する場合があります。
- (6) 応募にかかる郵送料その他の費用は、応募者の負担となります。また、送付されたハガキ等（郵送の場合）は返却しません。
- (7) お預かりした個人情報、この事業の目的以外には使用しません。ただし、愛称案が採択された方については、愛称とともに氏名、住所（市町村名まで）、職業等（会社員、高校生等）を公表する場合があります。
- (8) 応募状況や審査状況の確認等のお問い合わせにはお答えできません。

(9) この募集要項に違反した愛称案は、審査の対象となりません。作品の応募をもって、この募集要項の記載事項に同意したものとみなします。

なお、後日違反が判明した場合には、応募を無効又は採用を取り消すとともに、すでに記念品をお渡ししている場合は、返還していただきます。

9. 問い合わせ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1

群馬県生活こども部私学・青少年課 青少年育成係

TEL 027-898-3557 Mail : kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp